

中央社会保険医療協議会薬価専門部会 意見陳述資料

薬価の改定について（意見）

平成28年12月9日

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会

会長 鈴木 賢

I 国民皆保険制度下の医薬品卸の役割

I - 1 医薬品卸の役割

① 薬価調査への協力

市場実勢価格を薬価基準に適切に反映させることを目的とした**薬価調査について、2年に1回の実施を前提に協力**

② 医薬品の安全・安定供給

- ・ 全ての医療機関・保険薬局(約23万軒)に対して、数千銘柄以上の**医薬品を安全かつ安定的に供給**
- ・ 薬事制度や医療保険制度等の制約の下での**医薬品の特性を踏まえた医薬品流通**
- ・ 医療機関・保険薬局からの**製品回収、副作用情報等の収集・提供**
- ・ **災害時やパンデミック時における医薬品の安定供給体制の確保**

※先の熊本地震においても、被災した地元卸は、自社の被害の復旧を急ぐ一方で、地震発生後直ちに九州の他地区から人的・物的応援を受けながら、医薬品の緊急配送に対応した。

I - 2 薬価調査の信頼性向上のための流通改善への取組み

① 流通改善啓発ポスターの作成

流改懇の新提言を踏まえた流通改善啓発ポスターを作成し、卸の全営業所等に掲示して、卸全体が一丸となって流通改善に取り組んでいる。

② 早期妥結(未妥結減算制度の効果と影響)

- ・ 9月末の妥結率は向上し、長期未妥結の問題はほぼ解消した。
- ・ しかしながら、早期妥結を最優先した結果、**単品単価取引が停滞**し、特定卸、特定品目、特定期間のみ**の妥結(部分妥結)**が増加した。

③ 単品単価取引の推進

- ・ 単品単価取引は、イノベーションの適正な評価、基礎的医薬品等の安定供給を確保し、薬価調査の信頼性を確保するために不可欠
- ・ 単品単価取引を積極的に推進するため、単品ごとの価格等の取引条件を明示した**覚書締結の促進**を図っている。

Ⅱ 薬価を毎年改定にした場合の問題点

Ⅱ-1 問題点①

① 診療報酬と薬価の分断

公的医療保険制度の下で、公定価格である診療報酬と薬価は不即不離の関係
⇒包括医療費支払制度(DPC)の普及が進展する状況下、**薬価改定は診療報酬改定と同時に行うべき。**

② 流通改善に逆行

- ・薬価の引下げスピードを抑えるために高仕切価が設定される一方、薬価改定前の現行薬価差率で要求されることが予想されるため、**極めて厳しい価格交渉が行われることが見込まれる。**
- ・毎年、新たな薬価に基づく9月までの短期間での価格交渉を行うことになるので、**総価取引が拡大し、単品単価取引は更に後退する。**
- ・更に、医薬品の購入は、医療機関・保険薬局の年度予算に基づいて行われるのが一般的であるため、**年度をまたいで形成された価格でない場合は、下半期に価格が変更される可能性が残る。**

Ⅱ-2 問題点②

③ 安定供給に支障

改定前薬価製品の買い控えと返品が顕在化し、必要な医薬品の欠品が発生する。これを避けるため、毎年、卸の緊急配送が増加し、卸に多大な負担がかかる。

④ 価格交渉以外の通常業務に支障

毎年、新たな薬価による交渉を頻繁に行うことになると、医療機関・保険薬局からの製品回収、副作用情報等の収集・提供など、価格交渉以外の通常業務に支障を来す。

※全国の医療機関・保険薬局数 約230,000軒、薬価収載品目数 約16,000品目、メーカー数約1,000社

⑤ 有事における安定供給に支障

災害時やパンデミック時などの緊急時の安定供給のために必要な対応が極めて難しくなる。

Ⅱ 薬価を毎年改定した場合の問題点(まとめ)

診療報酬と薬価の分断

〔総価取引の復活〕

流通改善に逆行
価格交渉が難航
= 単品単価取引の後退

〔医薬品供給の混乱〕

安定供給に支障
欠品と返品顕在化
= 卸の緊急配送の増加

〔価格交渉の年中行事化〕

価格交渉以外の通常業務に支障
= 価格交渉に要する労力が倍増
⇒ 災害時・パンデミック時の安定供給に支障

流通改善に逆行し、医薬品の安定供給に支障を生じかねない毎年改定には、断固反対する。